

サイバーセキュリティ対策チームの設置について

平成29年3月1日
原子力規制庁

1. 背景及び目的

サイバーセキュリティ対策の強化の必要性に係る国際的な認識が一層強まる中、IAEAによるIPPASミッションからの指摘等も踏まえ、当庁自身のサイバーセキュリティ対策の更なる強化を図るとともに、原子力事業者等におけるサイバーセキュリティ対策についても一層の強化を図る必要がある。また、原子力規制庁として、サイバーセキュリティに精通した人材の確保、育成を図っていくことが必要である。

このため、新たに庁内にサイバーセキュリティ対策チームを設置し、サイバーセキュリティ対策に係る審査、検査その他の事務の支援、庁内の対策の企画及び立案の支援を行うとともに、そのために必要となる情報の収集及び分析を行うこととする。

2. サイバーセキュリティ対策チームの構成

サイバーセキュリティ対策チームは、コンピュータやネットワーク技術、セキュリティの知識を有する以下の職員を中心に構成する。

(1) チーム長

原田 義久 長官官房サイバーセキュリティ・情報化参事官

(2) チーム長代理

足立 敏通 長官官房総務課情報システム管理官

(3) チーム員

長官官房総務課情報システム室、長官官房放射線防護グループ原子力災害対策・核物質防護課核セキュリティ・核物質防護室の職員等で構成する。

3. サイバーセキュリティ対策チームで取り扱う事項

- (1) サイバーセキュリティ対策に係る審査、検査その他の事務の支援
- (2) サイバーセキュリティに係る庁内の対策の企画及び立案の支援
- (3) サイバーセキュリティ対策に係る情報の収集及び分析

4. 発令

平成29年3月3日を予定。